

第 3 章

第三者情報データベースシステム

3 第三者情報データベースシステム

3.1 納税者資料情報の電子化の意義と第三者情報データベースの概要

3.1.1 本プロジェクトにおける納税者資料情報の電子化支援の目的

本システムにおける税務資料情報の電子化の目的は徴税強化支援という点にあるが、その具体的な内容について整理する。

(1) 税務資料の突合による納税者申告の適正性の確認

システムを利用することの一つの意義として、同一のキーを利用して、データを突合することが挙げられる。税務検査においては税務資料を既存の納税者情報と突合したり、資料間の突合をしたりすることによって、申告内容の矛盾点などを発見する契機となることが期待できる。またこうしたことが可能であることを広めることにより、牽制効果があることなども指摘できる。これらの効果により、申告の適正性の向上を期待することができる。

(2) 検査情報全体の充実による検査業務の効率化

検査情報をデータ化することにより、システムを利用して検査官間での情報共有を図ることができる。また検査情報に関する書面の作成自体を電子化することにより、効率的に検査資料を作成するなどのOA化を進められる。さらに検査情報をデータ化することにより、データの活用状況やデータの利用範囲の限定などの管理を容易に行うことも期待できる。

(3) 税務資料全般の充実による税務政策の立案

個々の税務資料を統計的に処理することにより、納税状況や課税状況を統計的に把握することが可能となる。また統計化されたデータを解析することにより、税務上の傾向把握や問題抽出に資することが可能となる。さらに税収計画をシミュレーションする際の基礎資料とすることも可能となる。このように、個々の納税者の申告状況下納税状況をデータ化して、統計的に処理することにより、的確な税務政策の立案に資することが期待できる。

3.1.2 本プロジェクトにおける納税者資料情報データベース構築の経緯

(1) 納税申告情報に関する電子化

適正公正な課税の制度の一環として、第一に納税者の申告情報をデータ化することが挙げられる。これにより、迅速に納税状況や滞納状況を把握することが可能となるほか、それらを統計的に処理することのより政策立案に寄与することが期待される。

本プロジェクトにおいても当初納税申告情報のデータベース化を想定したが、2001年にADBの支援によりモンゴル国税庁（以下GDNT）において納税申告情報データベースを構築し、2002年度より稼働開始している。本プロジェクトとの関係では、構築の最終段階において、技術的なコンサルティングを行った。

(2) 税関申告情報の電子化

税関申告情報は、税関庁においてはデータ化されていたものの、GDNTにおいては、必ずしもこれをデータとして徴税業務に活用する機会は多くはなかった。また後述のように税関庁では2002年度よりネットワーク化に対応した新システムを整備し、そこで利用されている情報は、従来よりも容易に他のシステムで利用できるようになった。

本プロジェクトでは、税関庁の新システムから定期的に税関申告情報を取り込むデータベースの設計を行った。

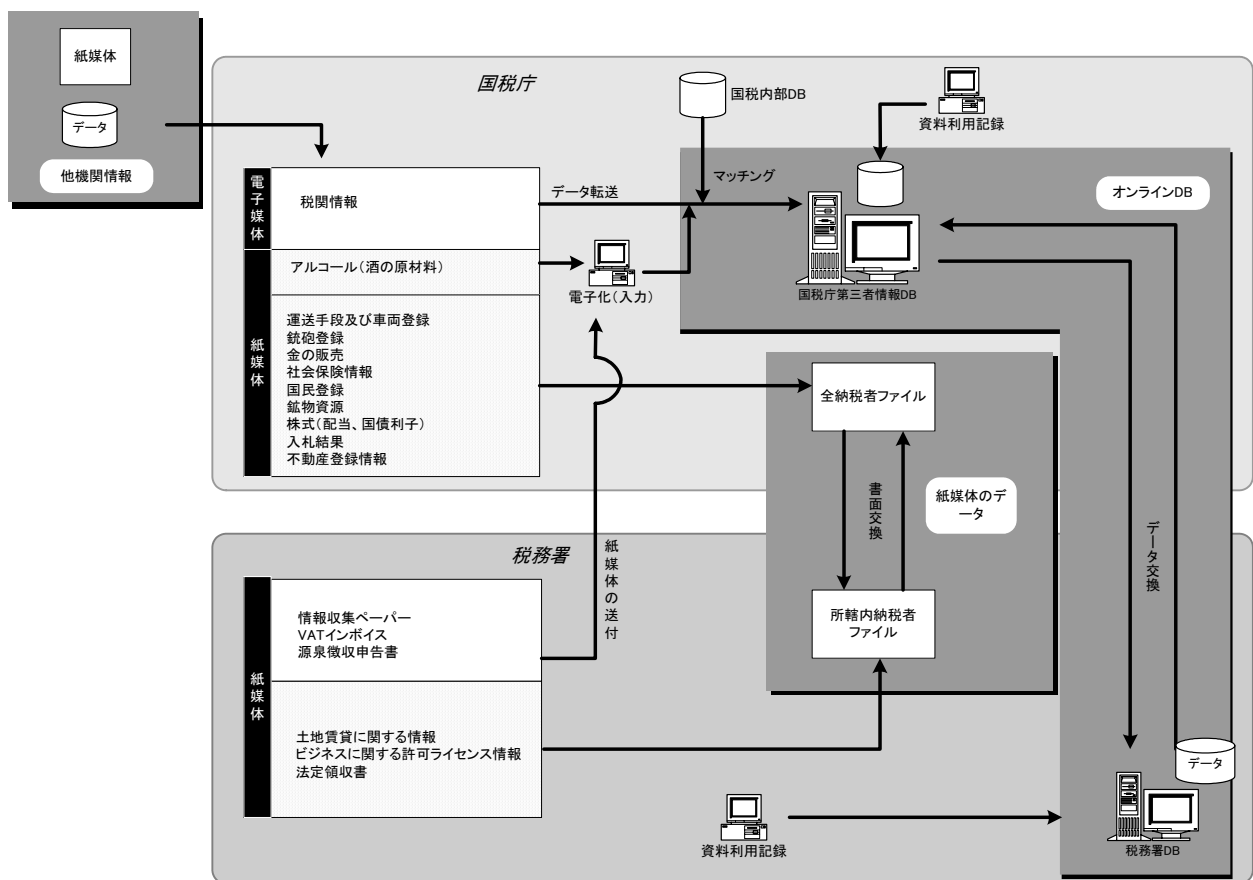
(3) 第三者情報資料の電子化

税務検査においては、納税者本人の申告情報だけではなく、納税者の経済活動に関する情報などで、証拠としての信憑性などの観点から第三者による作成に基づくものを活用することが求められる。こうした情報について、電子化を行い、税務検査などにおいて効率的に活用することにより、不正な申告を的確に発見し、適正公正な課税の実現を果たすことが期待される。

本プロジェクトにおける情報化支援においては、第三者情報データベースの構築を主な対象とした。

3.1.3 第三者情報データベースの概要

第三者情報データベースの概要を図表3-1に示す。第三者情報については、紙ベースで提供されるものが大半であった。本プロジェクトでは、このうちの一部の情報について電子化を行い、ネットワークを通じた利用に供することとした。それ以外の情報については、従来通り紙媒体で情報収集・利用・管理することになり、これらについても将来的には電子化への移行を検討する。なお後述のようにVATインボイス、源泉徴収申告書などに関しては、システムとしては対応しているが、当面は第三者情報としての利用は紙媒体で行う。



図表 3-1 第三者情報データベースのイメージ

(1) 第三者が作成した納税者情報のデータベース化

本システムにおいては、税務検査のための資料として、第三者が作成した納税者情報をデータベース化することを目的とする。電子化した情報は、各情報を他の情報と突合したり、集計したりすることにより、検査業務をより高度に、そして効率的かつ迅速に行うことが期待される。

(2) クライアントサーバ型のシステムの構築

本システムではクライアントサーバ型のシステムを想定している。これは利用しようとする情報を、利用者が必要に応じて加工して利用することができることが期待される。また利用者側からの利用状況の情報などを含め、クライアント側からサーバへ情報を提供することも可能となる。

またデータベース・マネジメント・システムとして後述のように米 Oracle 社の

Oracle8 及び 9 を利用することで、将来的にデータ内容やデータ量の拡大や、利用アプリケーションの開発の必要が生じた場合でも、十分対応できる仕様となっている。

(3) WAN を利用した隔地間での情報共有

本システムでは国税庁に集中した上でこれを入力する、中央集中入力により行う。この情報を、WAN を通じて GDNT と各税務署間で情報共有することができる。共有される情報はネットワークを通じて行われるため、隔地間でも同じタイミングの情報更新を行うことができる。

(4) 情報利用状況の把握とセキュリティ対応

本システムでは格納されている情報の利用状況を把握することができる。これにより各検査官における情報活用状況を監督することができるほか、不正な情報利用を迅速に発見することができる。

3.1.4 その他の納税者資料情報のデータベース利用に関する概要

(1) 納税者申告情報データベースの概要

モンゴル国国税庁は国税で利用する納税者および納税情報をすべて取り込むことを目的としたシステムの開発を行った。納税者登録情報および納税申告情報についてデータベース化を行うものである。

これにより納税者情報の管理を効率かつ適正に行うとともに、税務査察等に資するようになすことが目的とされている。

1) 新システムの利用業務範囲

システム化の対象としているのは、納税者情報登録と申告関係である。これらの情報を基にした税務統計の作成もおこなう。税目については、19 種類を対象としている。またシステムの利用は国税庁内部のほかウランバートル市内及び各アイマグにある税務署としている。

2) 新システムのシステム基本構成

ハードウェアはサーバを中核としたクライアントサーバーシステムである。

国税庁とウランバートル市内及び各アイマグの税務署とのデータリンクは、電子メールによる送付およびこのデータのインポートという形を採用している。データベース・マネジメント・システムは SQL タイプで、Oracle 社の Oracle8 を採用している。

アプリケーションは、例えば納税者登録、各税目の申告処理、税務検査用処理など、業務ごとに 17 本のプログラムが作られている。

本システムではデータ管理の主キーを、個人については国民登録番号、法人につ

いては法人登録番号としている。国民登録番号は、国民登録局において、出生時などにすべての国民に対して発行されるものである。法人登録番号については、税務署への届出が法人設立要件であり、その際に発行される。

3) 新システムの開発・運用体制

開発は国税庁の内部職員が行っており、**2001**年8月から3ヶ月ほど、要員は最大5名程度で行った。データベースの利用に関しては国税庁の方で3週間の期間を設けて、利用対象となる職員に対してトレーニングを行った。

(2) 税関申告情報データベースの概要

1) 新システム開発の目的・背景

従来のシステム (Asycuda) については既に運用・保守の点で支障を来しており、かつサポートに相当額の費用を要する事態になった。そのため新システムをモンゴル国内のベンダーにより開発した。

導入に際して想定した目的は以下の4点である。

- ・通関手続のオートメーション化
- ・統計処理
- ・税項目別の情報のデータベース化
- ・情報分析

こうした目的との関係で、効率的かつネットワークを構築しやすいクライアントサーバ方式のシステムにすることにした。このシステムでは国境地域を含む税関すべてをネットワークで結ぶことを想定している。

新システムの開発及び稼働テストは2001年8月より2002年12月までの予定で、2003年度より新システムへの移行を予定している。

2) 新システムの利用範囲

税関庁の新システムは主に3段階の利用者を想定している。一つは税関庁及び税関などで、主に内部ネットワークとして利用するものである。もう一つはwebアプリケーションとしてインターネット上で必要なセキュリティの上で、アプリケーションやデータベースを利用する者で、税関庁の外部の利用者を想定する。具体的にはブローカーによる情報の入力などが想定される。三番目は一般のインターネットユーザーで、各種情報の提供を対象としている。

ブローカーの利用は、各税関事務所にブローカーが接続する形で行う。新システムの導入により、ブローカーの行う事務手続の受付時間が、従来は税関事務所の窓

口の業務時間に限定されていたものが、24時間受け付けられるようになった¹。

3) 新システムの基本構成（ハードウェア構成、ソフトウェア構成）

新システムはクライアントサーバ方式のシステムである。サーバのOSはWindows 2000 Serverである。税関庁のほか、ウランバートル市内2カ所（鉄道駅・空港）及び中国、ロシア国境地域にある2カ所の、計4カ所の税関のほか、ウランバートル市内にある税関事務所をネットワークで結ぶ。

データベースのアプリケーションは、Microsoft社のSQL 7.0を使っている。これをベースにアプリケーションは独自に開発している。

ネットワークは、ウランバートル市内は光ファイバ網を利用し、国境地域との通信には衛星回線を利用する²。データの更新頻度は、従来は1日1、2回であったものを15分ごとの更新にする。

3.1.5 本プロジェクトにおけるシステム開発体制

第三者情報データベースシステムの構築を中心とする税務資料情報データベース整備プロジェクト

(1) 全体の開発体制と役割

本プロジェクトにおける開発体制及び役割について整理する。

1) JICA 調査団

システム開発におけるJICA調査団の役割としては、

- ・ 第三者情報データベースシステムの構築を中心とする税務資料情報データベース整備プロジェクトにおける技術的支援である。現状のGDNTにおける情報化状況を把握した上で、第三者情報データベースシステムのあり方、プロジェクトマネジメント手法、開発状況の管理支援、開発対象となるシステムの設計支援、各種ドキュメントの作成支援などを、主にコンサルティングとしての立場から行った。

なお、第三者情報データベースシステムにおいて利用に供される機器類、ソフトウェアの整備および、システム開発に際して必要とされる外部委託費用などについては、JICAにより財政的支援が行われた。

2) GDNT

GDNTの本プロジェクトにおける役割は、

- ・ 第三者情報データベース構築におけるプロジェクトマネジメント（外部委託管理

¹処理自体は業務時間に行われる。

² 空港税関と税関庁とは公衆電話網を利用する。

含む)

- ・税関－国税庁情報交換システムにおけるプロジェクトマネジメント
- ・データベースの設計とプログラム開発
- ・データ整備
- ・利用者教育
- ・各種ドキュメント整備

等が挙げられる。

プロジェクトマネジメントに関しては、外部委託部分の事務手続及び管理を含め、開発体制全体を対象として行った。

プログラム開発については、設計全般を GDNT で行うほか、セキュリティが多く求められるプログラムを中心に GDNT のスタッフがプログラミングを行った。

データ整備に関しては後述のデータを対象に、従来帳票ベースであるものについて、電子化作業を行った、

その他利用者教育及びドキュメント整備には、システム開発後に、GDNT スタッフを中心に行った。

3) その他

本システム開発においては、二つのパートに関して外部委託を行った。一つは第三者情報データベース構築に関する支援に関する外部委託で、主にプログラミング支援と導入したサーバの整備などを行った。

二つ目は税関－国税庁情報交換システムにおける支援についてで、GDNT と税関庁との間での情報交換に関するプログラム開発を行った。

① 第三者情報データベースシステムにおける開発体制

第三者情報データベースシステムにおける開発体制については、上述のようにプロジェクトマネジメントと主たる開発及びプログラミングを GDNT で行った。また開発部分の一部のパートについてプロジェクトマネジメントとプログラミングを、モンゴルにおけるソフトウェア開発ベンダーである TTT 社が行った。開発ベンダーの選出は、JICA 調査団による現地調査により、技術評価を行った上で選定した。

② 納税者情報提供システムの開発体制

納税者情報提供システムにおける開発体制については、プロジェクトマネジメントと設計、税関からの提供データの取り込み部分のプログラミングを GDNT で行った。税関からのデータ提供部分などについては、税関庁のシステム開発を行ったモンゴル国内のソフトウェア開発ベンダーである ecm 社が行った。

3.2 第三者情報データベースの機能と構成

第三者情報データベースの機能と構成について整理する。

3.2.1 第三者情報データベースの機能

第三者情報データベースの機能について、機能と情報内容、利用情報のレポート、検索キー、利用範囲等について整理する。

(1) 機能概要

1) 納税者情報との突合

本データベースでは、収集した第三者が保有する納税者情報を、GDNT で管理する各納税者の情報と、システムを利用して突合を行う。これにより、各情報をそれぞれの納税者と正確かつ効率的に結びつけ、各納税者に関する納税に関する情報を的確に把握することが可能となる。

2) データ検索機能

本データベースでは格納した第三者の保有する納税者情報をいくつかの項目に従って検索することが可能である。代表的なものとしては、納税者毎、納税の基礎となる経済活動の範囲などを設定して、対象となる納税者に関する各種情報の收拾を図ることができる。

3) データレポート機能

対象となるデータを幹部や検査官が利用できるようにレポートを作成する。レポートは検索機能を利用して、特定の納税者や商品等毎に納税情報を集計結果や、経済活動の状況を把握できる資料を提供する。

4) データ交換機能

本データベースは、外部からの電子データを取り込み、あるいは格納されているデータを送信する機能を有している。すなわち税関情報及び各税務署からの情報を取り込み、また各税務署に管轄地の納税者に関するデータを送信する。

5) データ利用管理機能

本データベースの利用状況を管理し、各データの利用状況を把握することが可能となる。

6) セキュリティ機能

本データベースにおいては利用に際しては、システムの OS とは別に、データベースへのログイン管理がなされている。また利用データの利用状況が細かく記録されるほか、電子データのコピーなどに関しても記録がなされる。また各税務署におけるシステム障

害に対して、システム復旧用の機能が設けられている。

(2) 情報内容

第三者情報データベースに格納される情報を図表に示す。今回構築したデータベースシステムでは、図表に示した全ての情報を格納することが可能となっているが、データ収集等の都合から、VAT インボイス及び源泉徴収関係のデータについては、後日データ収集・入力環境が整った段階で、データベースに格納することとした。

情報内容	概要	現時点での電子化
関税申告情報	輸出入を行おうとする者が税関に申告した情報及び関税の課税結果などの情報。税関庁から通信回線経由電子媒体で GDNT に提供される。	○
第三者情報ペーパー	各税務署において検査官が収集した納税者に関する情報。 税務署から紙ベースで GDNT に提供される。	○
アルコール関連情報	農業牧畜省から提供される分配情報とアルコール生産業者から提供される販売情報。製造に関する情報とアルコール分配に関する情報。 いずれも、紙ベースで提供される。	○
VAT インボイス	取引に際して発行される領収書で徴収した VAT が記載されている。 税務署から紙ベース GDNT に提供される。	× システムへの入力機能はあるが当面は紙ベースで運用予定
源泉徴収情報	法人に対し事業・サービスを提供した個人への報酬、及び法人に原材料などを売却する個人への対価についての源泉徴収申告情報。 税務署から紙ベースで GDNT に提供される。	× システムへの入力機能はあるが当面は紙ベースで運用

図表 3-2 第三者情報データベースに格納される情報内容

(3) 情報検索の概要

各情報内容において、それぞれのデータベースに含まれる情報項目（フィールド）

に任意の条件を入力することにより、当該条件にマッチしたデータを検索できる。例えば特定の納税者に関する情報が必要であれば、当該納税者の納税者番号を入力することで、必要な情報を収集することができる。また一定の範囲の条件（例えば **10** 万ドル以上の輸出に関する税関情報）で情報検索したい場合には、一つないしは複数の情報項目に条件を入力することにより、必要な情報を収集することができる。

(4) 情報検索キー

1) 資料識別コード

資料識別コードとしては、ドキュメント管理番号を各情報に対して付与している。ドキュメント管理番号は、最初の 2 桁が情報内容を示すものであり、その後ろ 11 桁が資料の番号を取り込んだ順序に従って付与される。資料データ自体の管理は、これにより行われる。

2) 納税者識別コード

納税者識別コードとしては、納税者番号（国民登録番号、法人登録番号）及び個人納税者登録証番号が格納される。納税者識別コードは各情報と納税者を結びつけるのに利用される。但し後者については導入からの日が浅いことから、納税者番号がマッチング・キーとして利用される。

(5) 情報利用範囲

1) 情報の利用可能期間

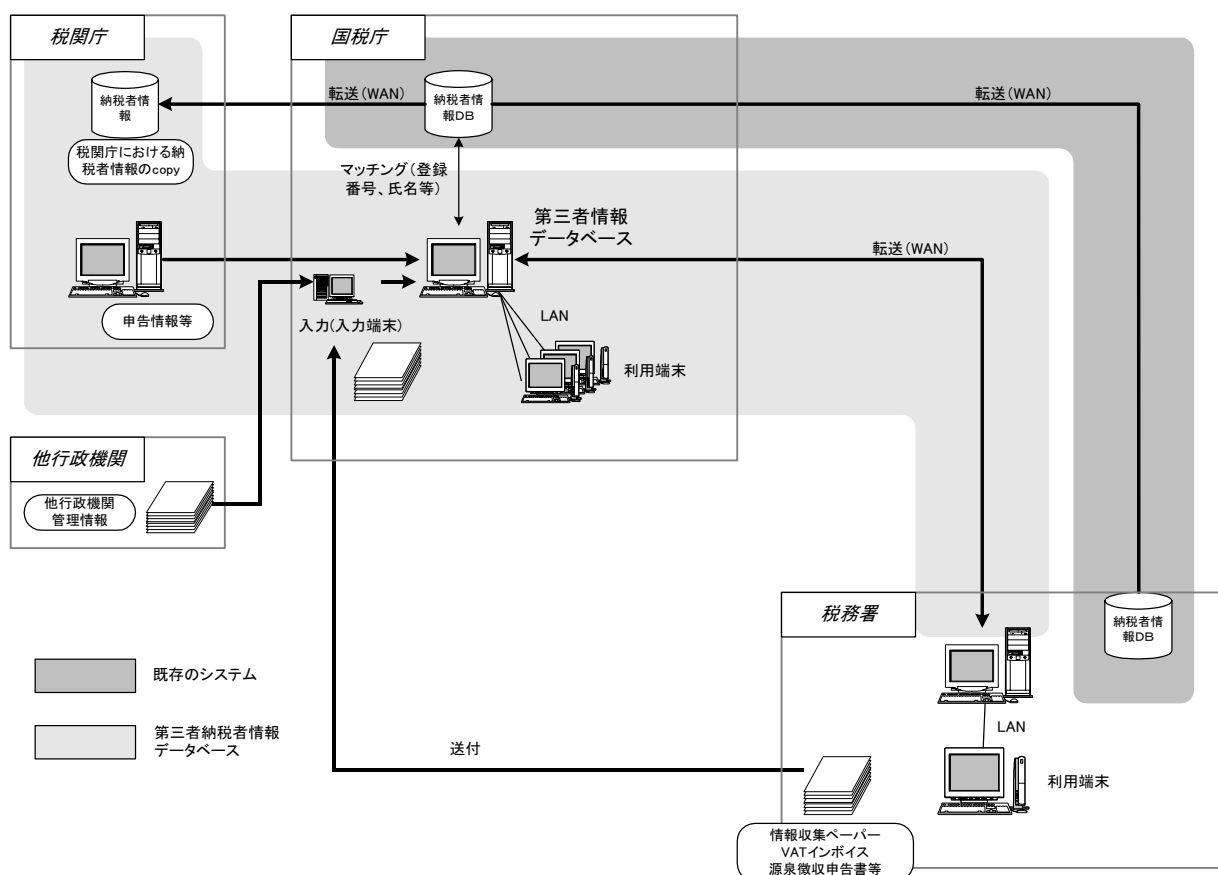
各情報はデータベースに取り込まれてから、7 年間保存される。7 年経過した後、プログラムによりデータベースから削除される。各情報の利用時間は、原則として業務の執務時間を対象とする。

2) GDNT 及び各税務署における利用可能情報

本システムにより、GDNT では本システムに格納されている全情報を利用することが可能である。各税務署においては、管轄地内納税者に関する情報について利用することができる。

3.2.2 第三者情報データベースの構成

本システムにおける構成の概要は以下の通りである。



図表 3-3 本データベースの機能構成

(1) 利用環境の概要

1) 利用建物等

本システムは GDNT 及び各税務署庁舎において利用に供される。またサーバに関しては、メインとなるサーバを GDNT に、各税務署におけるサーバはそれぞれの税務署に設置するほか、税関庁情報の交換などのためのサーバは税関庁に設置する。

2) マシンルーム等

各建物において本システムに関する機器の設置状況は以下の通り。

GDNT：サーバ（マシンルーム）、クライアントマシン（事務室）

各税務署：サーバ、クライアントマシン（事務室）

税関庁：サーバ（マシンルーム）

(2) ハードウェア構成

1) ネットワーク構成

本システムにおけるネットワーク構成は図表 3-4 の通り。

図表 3-4 本システムにおけるネットワーク構成

ネットワーク利用対象	利用ネットワーク
GDNT 構内	LAN
各税務署構内	LAN
GDNT-税関庁間	WAN (公衆回線によるダイヤル・アップ)
GDNT-各税務署間	WAN (公衆回線によるダイヤル・アップ)

2) サーバ構成

本システムでは、3種類のサーバが設置される。すなわち、GDNT に設置されるサーバ、各税務署に設置されるサーバ、そして税関庁に設置されるサーバである。GDNT に設置されるサーバは、本システムで利用される全てのデータを格納するほか、システムに関係するプログラム関係全てを格納する。各税務署におけるサーバには、税務署での検査業務に必要な第三者情報及びシステムプログラムを格納する。税関庁におけるサーバには、税関庁における申告システムから GDNT に送信する情報及びそれをエクスポートするためのプログラムを格納する。

3) クライアント構成

GDNT においてはデータ入力用の端末及び検査業務に供するためのクライアントを設置する。各税務署においては検査業務に供するためのクライアントを設置する。

(3) ソフトウェア構成

1) OS 構成

各サーバでは MS-Windows 2000 Server を利用する。クライアントでは MS-Windows98 以降を利用する。

2) データベース・マネジメント・システム (DBMS) の構成と概要

本システムでは DBMS として Oracle 9.1 を利用する。またデータベースの制御は、Oracle のアプリケーション・デベロッパーズ・キットにより開発したプログラムを利用する。

3) その他周辺アプリケーション

税関庁から GDNT へのデータ転送、GDNT 税務署間のデータ転送は ftp を利用する。またウイルス対策のためにウイルス検出ワクチンソフトを導入している。

2) 第三者情報データベースの構成

第三者情報データベースは、納税者情報に関するテーブル、各第三者情報資料に関するテーブル、資料管理に関するテーブルなどから構成されている。

3.3 第三者情報データベースの運用及び操作

3.3.1 第三者情報データベースの運用

(1) データベースシステム運用の概要

データベースはGDNTで運用・保守を行う。データ内容の保守もGDNTで行い、各税務署の管轄データをGDNTから送付することにより各税務署におけるデータのメンテナンスを行う。

データのバックアップ及びリカバリーなどもGDNTで行う。

(2) システム運用

データベースの利用に供するサーバについては、メインとなるサーバについてはGDNTで運用し、各税務署におけるサーバは各税務署のシステム担当者が運用する。

システム利用に必要なアカウント等の管理については、サーバの運用管理者が行う。

(3) データメンテナンス

1) アカウント管理

データベースの利用アカウント管理はGDNTが行う。利用者アカウントは、アドミニストレータとオペレータがあるが、これらの登録はGDNTで行う。

2) データ入力

本システムにおいて利用されるデータのうち、紙で提供される情報（アルコール関係、第三者情報収集ペーパー、将来的にはVATインボイス、源泉徴収関係情報）については、GDNTでデータ入力を行う。GDNTにおいて入力端末を設置し、オペレータがデータ入力する。

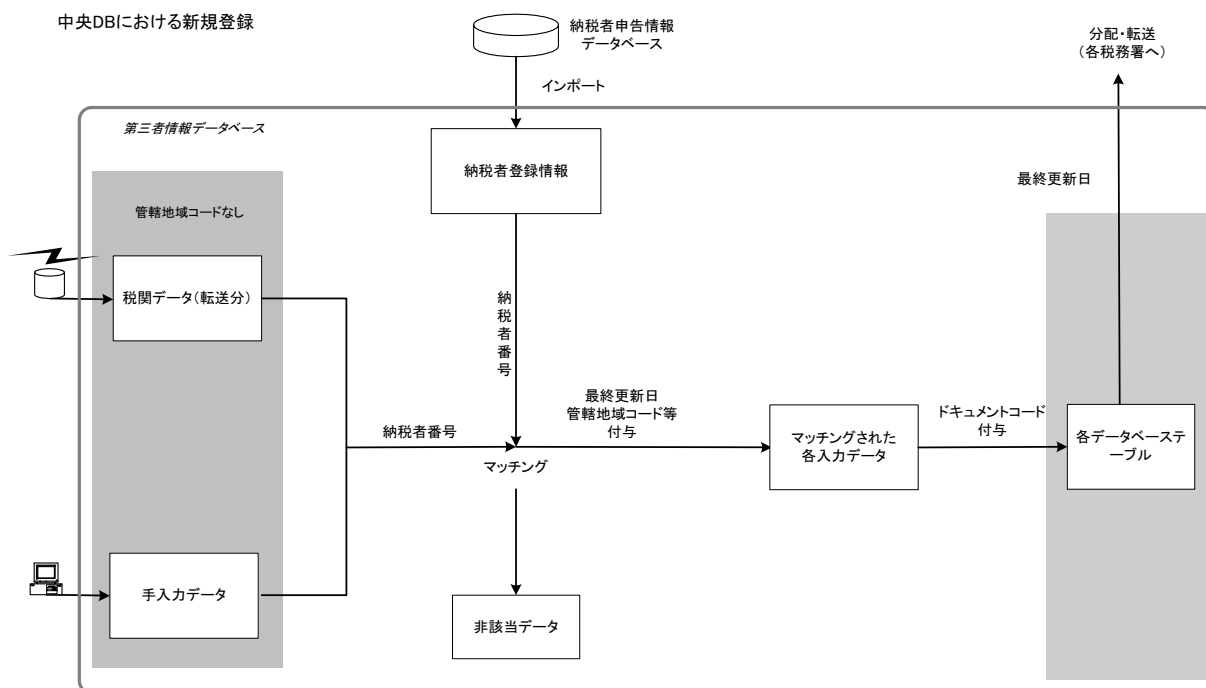
3) データ更新・データ削除

格納されたデータに変更・修正が必要な場合、データの更新もしくはデータ削除をGDNTで行う。またデータベース格納後、7年間を経た後にデータベースから削除することになるが、このデータ削除についてもGDNTが行う。操作はアドミニストレータが行う。

(4) データマッチング

本システムではデータメンテナンスの観点から、納税者登録情報とデータベースのデータとのマッチングを行う。

第一のケースとして、入力した情報及び外部から取り込んだデータを納税者情報とデータマッチングを行い、データベース格納する（図表 3-5）。この作業はGDNTで行う。マッチングのキーとしては納税者番号を利用する。



図表 3-5 データ入力段階におけるマッチングフロー

また納税者の管轄変更を確認するために必要なデータのマッチングについても、GDNTで行う。データマッチングはアドミニストレータが行う。

(5) データバックアップ、システムリカバリー

データのバックアップは定期的にGDNTが行う。またデータが破壊された場合、もしくはシステムが破壊された場合には、各税務署のサーバを含め、リカバリーはGDNTで行う。

(6) データ交換の運用

1) GDNT-各税務署間

データベースに新規のデータが格納された場合（データ変更含む）、及び納税者が異動し、管轄税務署の変更が生じた場合、GDNTから管轄税務署にデータを転送する。

また各税務署における検査官のデータ利用記録については、各税務署のサーバに格納された後、GDNTに定期的に転送される。

GDNT-各税務署間のデータ交換は、GDNTのサーバ側に用意された各税務署用のフォ

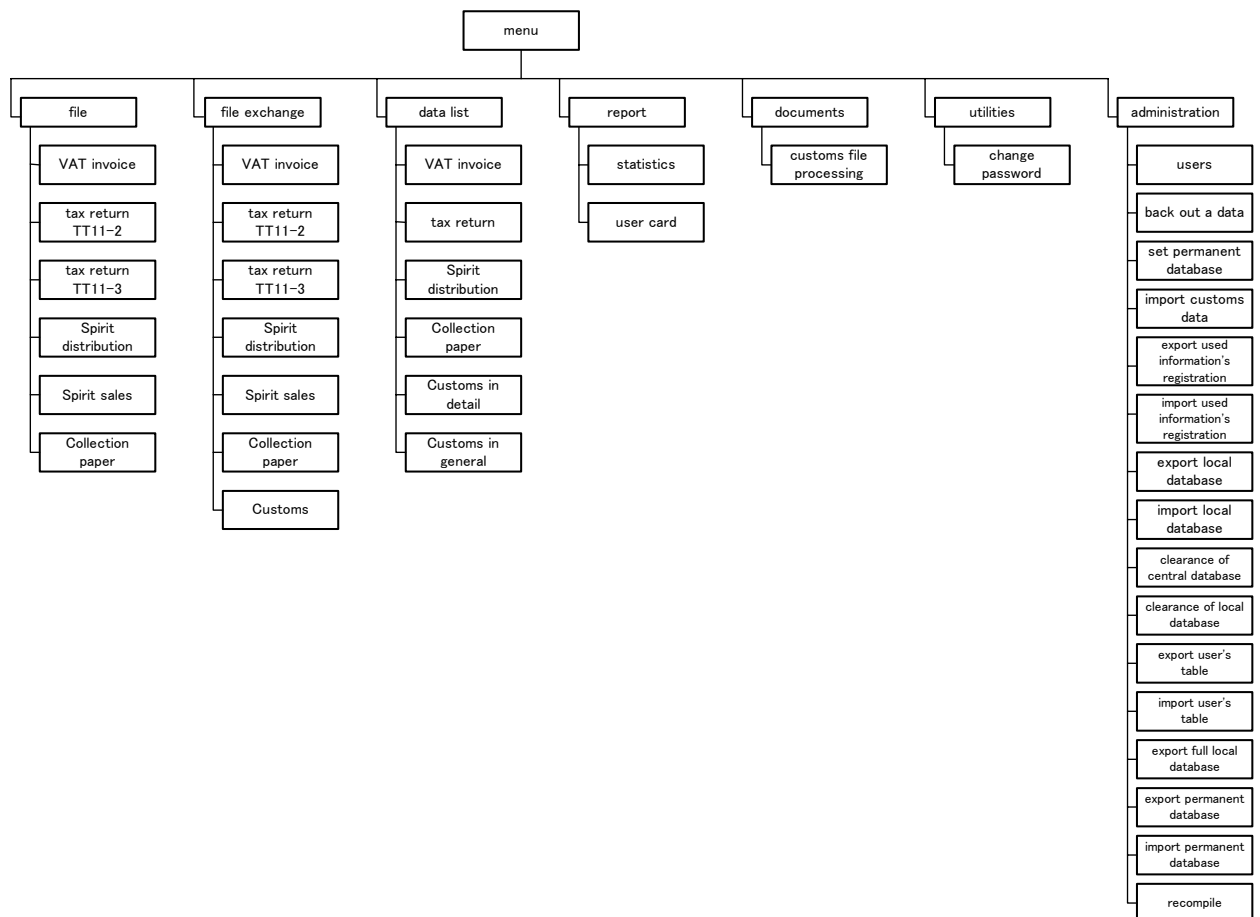
ルダを通じて行う。転送データを含むファイルを送り手が当該フォルダに格納し、受け手がコピーする形を採用する。データ交換においては、ファイルは MS-Access 形式とする。

2) GDNT-税関庁間

税関の申告情報が税関庁から GDNT へ転送され、転送されたデータを GDNT でデータベースに格納する。GDNT 側にデータ交換用のフォルダを作成し、ここに税関庁がデータを格納し、GDNT 側でデータのチェック及び納税者情報とのマッチングを行った上で、データベースに格納する。システム的には GDNT のサーバに、税関庁から WAN を通じてログオンする形を採用する。

3.3.2 第三者情報データベースの操作の概要

(1) 操作メニューの概説



表図 3-6 本システムのメニュー概要

本システムでは、

- ・入力 (File)
- ・データ変更 (File change)
- ・データビュー・検索 (Data list)
- ・レポート (Reports)
- ・管理メニュー

などが含まれる。

1) 入力

紙ベースで提供される情報内容について、GDNT においてデータ入力するためのメニューである。対象となる情報内容は

アルコールの製造・販売に関するデータ、情報収集ペーパー、VAT インボイス、源泉徴収関係（報酬、原材料費）である³。

2) データ更新

格納した情報内容について、後日修正の必要が生じた場合に、データの更新を行うためのメニューである。更新対象となるのは、格納されている資料情報データすべてである。

3) データビュー・検索 (Data list)

格納した情報内容について、これらの個別内容を画面表示し、必要に応じて一定の条件でデータ内容を検索するためのメニューである。図表 3-7 は例として、税関情報を画面表示したイメージを示したものである。本メニュー画面における機能を利用することにより、格納されているデータを画面表示した上で、例えば納税者番号について、調査しようとする任意の番号を入力することにより、当該納税者番号が該当するデータ全てを一覧的に表示することが可能となる。この検索機能は、画面表示されている全てのデータ項目について、任意に条件を設定することが可能である。

³ VAT インボイス、源泉徴収関係（報酬、原材料費）についてはシステム稼働開始時（2003年1月）においては、データベース格納対象とならない。格納時期については、データ収集環境が整備された段階とする。

ГЭМНИЙ МЭДЭЭНИЙ ЖАГСЛАЛТ

ГААЛИЙН МЭДЭЭНИЙ ЖАГСЛАЛТ

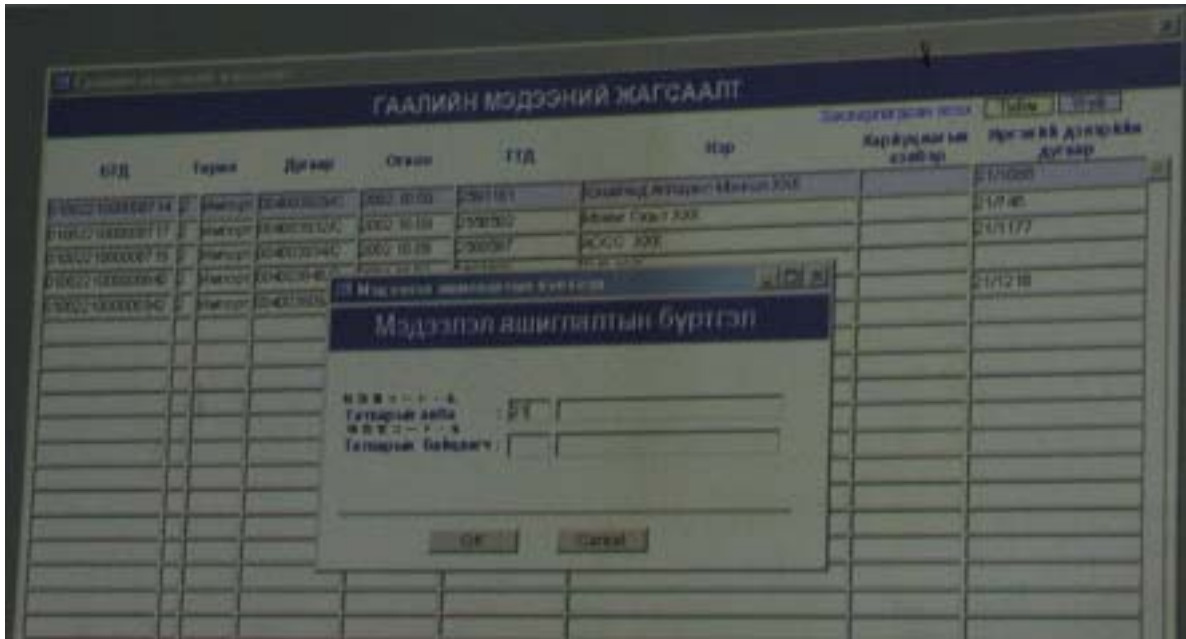
БТД	Мэдүүлэгч	Мэдүүлэгч #	Огноо	ТТД	Нэр	Харуулах ам	Нэгж	Догоо
0100221000000069	Импорт	004003881A	2002.10.04	2593727	任 意 の 納 税 者 に 対 し て は 納 税 の 必 要 が 無 い			21/1210
0100221000000070	Импорт	004003882E	2002.10.05	2593994				21/1575
0100221000000071	Импорт	004003884C	2002.10.05	2593101				21/1088
0100221000000072	Импорт	004003885C	2002.10.05	2593101				21/1088
0100221000000073	Импорт	004003886C	2002.10.05	2593907				21/1177
0100221000000074	Импорт	004003887A	2002.10.07	2593101	Юнайтэд Агаарын Мэнгол ХХК			21/1088
0100221000000075	Импорт	004003888C	2002.10.07	2593101	Юнайтэд Агаарын Мэнгол ХХК			21/1088
0100221000000076	Импорт	004003889E	2002.10.07	2593907	Уржен уул ХХ			24/207
0100221000000077	Импорт	004003891E	2002.10.07	2592715	Дундгай Мэнгол			21/623
0100221000000078	Импорт	004003892C	2002.10.07	2593101	Булган Уул ХХ			25/29

Баримал нэгд	Баримал нэгж	Хэмжээ	Төл, хэмжээ	Нэгж	Валютын төрөл, данс	Нэгж	Нийт хэмжээ / нэгж		
0006.22.00	Сүүтэйгддэлүү 50"	2162.07	79"=2119,11	62	1.17	Амери доллар	1117	3504130.12	
0006.22.00	Сүүтэйгддэлүү 62"	3140.04	70"=2530,01	62	1.50	Амери доллар	1117	17784929.05	
0006.22.00	Сүүтэйгддэлүү 70"	840.37	80"=1206,50	62	1.40	Амери доллар	1117	5788718.46	
0006.22.00	Сүүтэйгддэлүү 80"			62	3342.01	1.05	Амери доллар	1117	4022005.01
0006.22.00	Сүүтэйгддэлүү 72"	503.50	60"=1541	62	3415.75	0.85	Амери доллар	1117	3251240.73

図表 3-7 税関情報の画面表示イメージ

画面表示の結果や、検索の結果は、検査官が利用するために印刷することが求められる。図表 3-8 は検索結果を印刷する際のイメージを示したものである。印刷に際しては、当該情報を利用しようとする検査官の所属する税務署コード、税務署名、検査官コード、検査官名を入力することにより、データ内容を印刷することができる⁴。

⁴ 実際には税務署コードおよび検査官コードを入力することにより、税務署名及び検査官名は自動的に入力される。



図表 3-8 画面プリントアウトにおける表示イメージ

4) レポート(Reports)

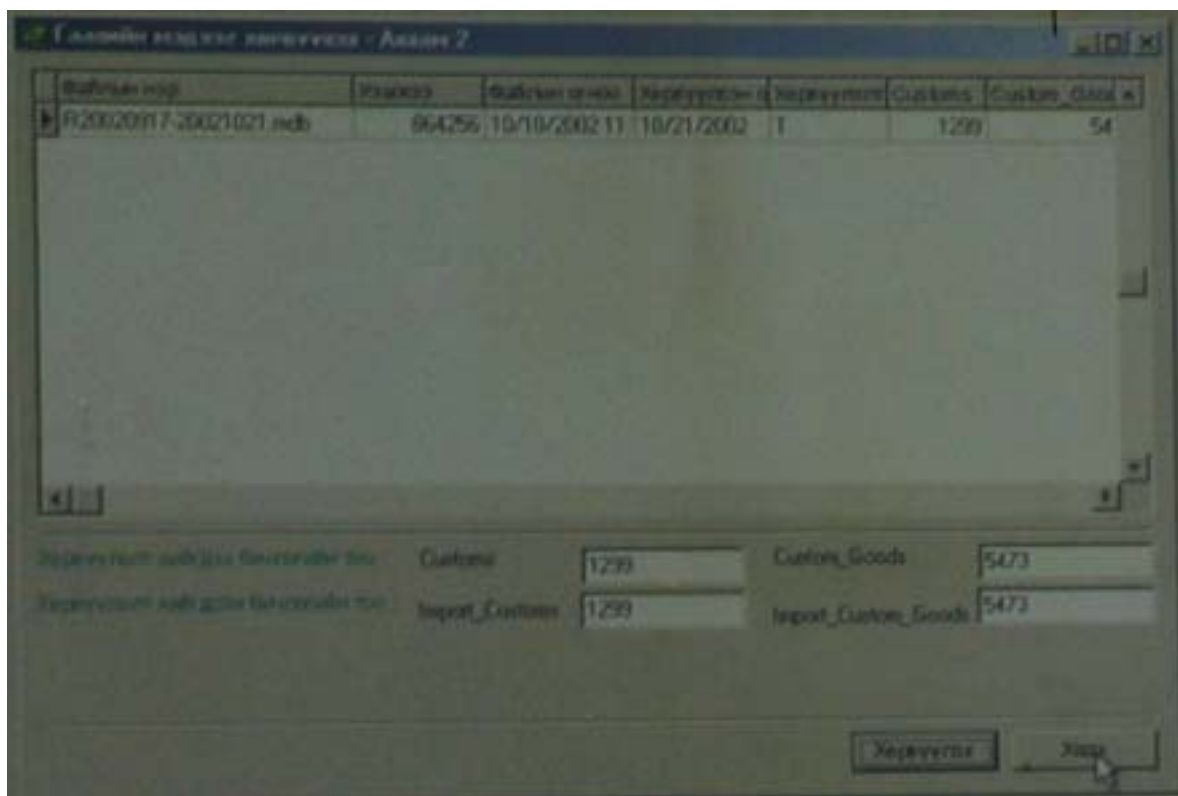
レポートは、本システムに格納されているデータの状況やデータの利用状況を表示するため機能を含むメニューである。

格納情報としては、各情報内容が何件格納されているのか、各税務署においてどのくらいの情報が格納されているのか、などが挙げられる。データの利用状況については、各情報がどの程度利用されているのか、各検査官がどの程度情報を活用しているのかなどを表示し、必要に応じてプリントアウトすることができる。

5) 管理メニュー

管理メニューには、データのインポートやエクスポートなどの入出力機能や、データ削除、ユーザー管理などの機能が含まれる。

データのインポートは、税関庁からデータや各税務署からのデータをデータベースに取り込むための機能である。図表 3-9 は税関庁からのデータを取り込む際の画面を示したものである。インポートする際に、対象となるファイル及びそのファイルに関する情報などが表示される。その上でインポートの対象となるファイルを選択し、インポートを行う。



図表 3-9 税関庁からのデータインポート画面

管理メニューに含まれる機能はほかにも、利用アカウントの管理やデータのバックアップ、必要なデータの削除、システムやデータベースのリストアなどが挙げられる。

(2) 操作担当者

1) アドミニストレータ

アドミニストレータは上述の管理メニューを中心に行う。ほかにもデータ更新・データ検索、レポートなどを行うことができる。

2) オペレータ

オペレータは主にデータ検索・レポート作成を行う。また GDNT におけるオペレータはデータ入力及びデータ更新を行うことができる。

3.3.3 セキュリティ概要

(1) データ保守に関するセキュリティ

データの保守については、システム及びデータのバックアップを定期的に行うことにより、不測の事態に備えることができる。またシステムにUPS（無停電電源装置）を備えることにより、停電などが起きた場合でも速やかにデータ保護措置がとれることが期待される。

さらにバックアップサーバを備えることにより、GDNT で利用されるメインサーバに障害が生じた場合でも、代替措置がとれるようになっている。

(2) 外部侵入及び不正対策に関するセキュリティ

本システムを中心となる GDNT のサーバの設置は、施錠が可能なシステムルームにおこなうことにより、外部侵入から防止することが期待される。またマシンルームへの入退出について記録するなどにより、日常的に外部侵入へ対応する。

システム的には、システム及びデータベースシステムそれぞれにアカウント及びパスワードを設定することにより、不正利用への対応を講じている。またデータベースの機能としてデータの利用状況を記録しており、これを活用することによりデータ管理を行うことができる。さらにシステムログを定期的に管理することにより、データ不正なコピーなどを監視することが期待される。

これ以外にネットワークの利用は、原則として外部のネットワークへの接続を行わないことにより、安全確保を企図している。

(3) 障害時の対応

障害の発生など必要が生じた場合には、GDNT におけるシステム担当者へ連絡し、対応を受ける体制を構築した。

(4) 情報利用制度の整備

情報利用ルールとして、情報管理規定を設けて、システム利用を行うことでセキュリティ対応している。また公務員の守秘義務規定などに関連づけることにより、制度的にセキュリティ対応することが期待される。

3.3.4 利用者研修

本システムを利用するのは検査官であるが、実際にデータベース操作を行うのは GDNT 及び各税務署におけるエコノミストである。GDNT でこれらのデータベース操作を行うことが想定される者に対して、研修を行った。また検査官に対しては、JICA プロジェクトチームによる技術移転セミナーなどを通じて、検査の場におけるシステム利用の効果やその方法などについての研修を行った。

3.3.5 ドキュメント管理

本システムにおいて作成されるドキュメントとして、大きく二つのものが挙げられる。一つはデータベースやプログラムに関する設計書及びコードリストで、もう一つはマニュアル類である。

設計書・コードリストは GDNT で保管する。またプログラム修正の必要など、システム

変更が生じた場合には、その都度ドキュメントについても修正を加えた上で、保管を行う。

マニュアルについては、主に GDNT のサーバ運用を目的とするシステム運用マニュアルと、オペレータにおける操作を解説する利用者マニュアルがある。それぞれシステムの修正などに伴い、運用に変更が生じた場合には、GDNT において改訂し、配布を行う。

3.4 納税者情報提供システムの概要

本プロジェクトでは、GDNT が管理する納税者情報を、税関庁へ提供するためのシステムの開発を行うことも目的としている。ここでは本システムの開発及びその概要について整理する。

3.4.1 納税者情報提供システムの機能

本プロジェクトでは、国税庁のシステム内にある納税者情報を税関庁へ転送するシステムの開発を行う。転送する情報の範囲としては、納税者である個人、法人の情報全般とする。

税関庁側の要請は、内部で納税者情報をデータベース化し、リアルタイムでデータベースにアクセスしながら、申告者の情報を照会するものである。そのためデータの転送形式としては、稼働当初の段階で国税庁にある納税者情報全体（データ項目に関しては国税庁と税関庁との協議により決定）を転送し、その上で新規登録、変更、抹消が生じた段階で定期的に更新する形態をとるものとする。

3.4.2 納税者情報提供システムの概要と運用

本システムの概要を図表 3-3 に示す。GDNT の納税者申告情報データベースから定期的にデータ交換用のファイルを生成し、これをデータ交換用のフォルダーに格納する。その後、税関庁から GDNT のサーバへダイヤルアップによる接続を行い、ファイルを税関庁側にコピーして利用する。

3.5 モンゴル国における納税者資料情報の電子化の今後の課題

3.5.1 第三情報データベースにおける課題

今回構築したシステムでは、各情報内容における検索については柔軟に対応しているものの、各情報内容間での検索については対応していない。将来的に検査業務におけるシステム利用が浸透した場合には、各情報内容間を横断的に検索することができる、いわゆる「串刺し検索」に対する要請も考えられる。

また現時点では情報内容は7つであるが、現在紙媒体で提供されている情報についても将来的には同じシステムの上で、有機的に活用することが求められ、そのための電子化への対応が必要となる。

また紙媒体で提供されている情報の電子化についても、将来的にはより効率的に行うことで、情報内容や情報量を拡充することが求められる。例えば情報収集ペーパーのように検査官が作成するものについては、作成段階でPCを利用したり、あるいはVATインボイスのデータなどについては、大規模事業者からのものについては、売り上げ分については電子データでの提供を受けたりする、などが考えられる。

3.5.2 納税者情報提供システムにおける課題

本システムにおいては、GDNTの納税者登録情報を税関庁へ転送するものであるが、このデータを税関における業務で生かすためには、税関申告情報システムへ反映させるためのシステム修正が必要である。また検査業務で活用するためにも、税関申告情報とGDNTからの納税者登録情報をマッチングさせるためのシステム開発が求められる。

3.5.3 将来的な納税者情報データベースに関する課題

現時点でGDNTにおいては納税者申告情報データベースと第三者情報データベースの二つのシステムが存在するが、検査業務という店から見た場合には、これらに格納されているデータを有機的に結合させて利用できる環境の整備が必要である。現時点ではこの点が必ずしも十分であるとは言えないが、将来的にシステム拡張などを図る段階で、検討することが求められる。併せて、これらの納税者に関する情報は非常に秘匿性の高い情報であることから、利用者や利用業務の範囲を制度的に明確にするなどの対応を取ることにも求められる。